

事務連絡

平成29年9月28日

岐阜県行政書士会 御中
行政書士の皆様

山県市 建設課

山県市土地開発事業指導要綱の一部の改正について

朝夕冷気を覚える頃、平素は、土木関係許認可事務に対しましてご理解、ご協力賜りありがとうございます。

この度、東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジの開通を見据え、県都に隣接する自然豊かで子育て事業に手厚く又、移住定住を推進し並びに、新築祝金事業等による助成を行う魅力ある山県市が、未来へ向かい益々発展するまちづくりとなるよう、要綱の一部を別紙のとおり改正しましたので、ご案内いたします。

また、恐縮でありますが会員皆様へお伝えいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当分の間は、適用面積の拡大がまちづくりに及ぼす影響を検証し、今後の土地開発事業の指導要綱に反映したいと考えておりますので、皆様方からのご意見等をいただければ幸いに存じます。

〒501-2115 山県市役所建設課

TEL0581-22-6832 直通

FAX0581-22-2118 直通

開発・建築担当主幹：高瀬

担当：大野

山縣市土地開発指導要綱の改正

附則に **【適用範囲の特例】**

を設けました。

◎開発区域の面積が

「1,000平方メートル以上」

を

「3,000平方メートル以上」

の土地開発事業とします。

(要綱：第3条第1項第1号の規定)

施行日：平成30年4月1日

特例期間：当分の間

問合せ：山縣市建設課

土地開発担当

TEL0581-22-6832

山県市告示第107号

山県市土地開発事業指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月25日

山県市長 林 宏 優

山県市土地開発指導要綱の一部を改正する要綱

山県市土地開発事業指導要綱（平成15年山県市告示第69号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（適用範囲の特例）

- 3 当分の間、土地開発事業の適用範囲については、第3条第1項の規定にかかわらず、同条第1項第1号の規定中「1,000平方メートル」とあるのは、「3,000平方メートル」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の山県市土地開発事業指導要綱の規定により計画事前協議申請書が提出された土地開発事業については、なお従前の例による。